

歳出の節減合理化の方策に関する報告

昭和60年12月20日

財政制度審議会

・歳出の節減合理化の基本的考え方

1. 歳出の節減合理化の必要性

(1) 55年度に財政再建の第一歩が踏み出されて以来、今日まで歳出の節減合理化を中心に財政改革に向けて懸命な取組みが続けられている。

特に、近年においては、厳しい概算要求基準の設定や、医療、年金制度の改革をはじめとする制度、施策の抜本的な見直し、補助金等の整理合理化等を行うことにより、58年度以降一般歳出の3年連続対前年度マイナスと公債発行額の圧縮を実現してきた。この結果、歳出の中身が一段と厳しいものとなってきているのは事実である。

(2) しかしながら、我が国の財政構造は、ある程度の税の自然増収が生じた場合でも、国債費の増加や税の自然増収に見合う地方交付税の増加及び公債発行額の減額という要請を考慮すれば、一般歳出の増加に充てる財源は全く見込みえないという容易ならざる状況に依然としてある。したがって、今後とも、歳出項目全般にわたり聖域を設

けることなく徹底した節減合理化を推し進めていく必要性はいささかも減じていない。

このような状況にもかかわらず、昨今、大幅な経常収支黒字を解消するため、内需の拡大を図るため、あるいは社会資本整備の充実を図るため、といった様々な理由で歳出増加への圧力が強まりつつある。しかしながら、ここで歳出削減の手綱を緩めることとなれば、連年にわたる努力は水泡に帰し、財政はまさに破綻に瀕する結果となることを肝に銘ずべきである。

(3) 歳出の節減合理化に当たっては、来るべき社会・経済の変化に適切に応えるべく、制度・施策の見直しを行うなど、歳出構造の質的改革を行う必要がある。その際、財政が関与すべき分野かどうかという観点から、行財政の守備範囲を見直すとともに、国・地方を通じて行財政改革を推進するとの考え方に立って、国と地方の機能分担、費用分担の在り方についても再検討し、幅広い見地から見直しを行うことが肝要である。

2. 行財政の守備範囲の見直し

(1) 歳出の節減合理化に当たっては、そもそも財政が関与すべきか否か、また、関与す

る場合の程度，方法としてどのようなものが望ましいか，という観点から，行財政の守備範囲を見直すことが必要であり，特に，今日のような危機的な財政状況の下では，その緊要性はますます高まっている。

例えば，従来より，財政の本来的な役割とされている資源配分機能や所得再分配機能を果たすものとして財政的な関与の認められてきた分野についても，施策目的の達成・消失，民間部門の供給能力の向上，民間部門との効率性の比較等の観点から見て，民間部門に委ねることが適当なものについては，可能な限り民間部門に代替させていくことを真剣に検討する必要がある。

(2) また，財政による関与が正当化させる場合においても，関与の程度，方法については，様々な態様が与えられ，補助金，税制，金融といった各種の政策手段相互間に選択の問題が存在することに留意すべきである。この場合，できる限り，公的部門の介入の度合いの少ない政策手段へシフトしていくことは，必要以上に大きな政府の招来と，財政への過度の依存傾向を未然に食い止めることとなる。公的部門の肥大化は，結局は国民1人1人の負担増に還元されざるを得ないものであり，それは経済や国民生活に悪影響をもたらすこととなる。

(3) 市場経済を基本とする我が国においては，民間部門の活力こそが経済・社会の発展のための原動力であり，財政改革を推進しつつ我が国経済の成長・発展の基盤を活性化させていくためには，民間部門の自助努力，創意工夫を最大限活用していく必要がある。

したがって，今後とも，各種の規制緩和をはじめとして民間部門の活力を發揮させるための環境整備を進めていくとともに，民間資金の円滑な導入を図る工夫を検討することが重要である。その際，民間活力を發揮させる上で，将来の負担増を招来するような誘い水的財政措置については，厳に慎むべきものとする。

3. 補助金等の整理合理化

(1) 基本的な考え方

補助金等は一般歳出の4割強を占めており，このうち，地方公共団体に交付されるものの割合は，概ね8割相当となっている。

行財政改革を進めるに当たっては，国と地方の間の機能分担，費用負担の在り方等について，幅広い見地から見直しを行うことが必要であり，その際，補助金等について更に徹底した整理合理化を進め，その縮減に努めなければならない。

補助金等の整理合理化に当たっては，これまで補助事業の廃止・縮小，他方公共団体の事務事業として同化・定着しているものの一般財源措置への移行，統合・メニュー化の推進等，各般の見直しが行われ，また，60年度においては，暫定的な高率補助率の引下げが行われてきたところがあるが，次のような考え方を踏まえ，引き続きその推進を図っていく必要がある。

イ．各般の補助対象事務事業が，戦後40年を経た今日の社会・経済情勢の下においても，なお，国の施策として真に必要とされるかどうかという観点から，行財政の責任領域についての厳しい見直しを推

進すべきである。

ロ．国においては今後とも危機的状態が続く財政状況にあるのに対し、他方財政は、財源不足の縮小等、改善された姿を示してきており、今後、適切な歳出抑制基調を続ければ、中期的に見て好転していくことが見込まれる財政構造となっている。

補助金等の整理合理化に当たっては、このような国と地方の財政状況、事務の地方公共団体における定着度合等を勘案する必要がある。

八．また、補助金等の整理合理化は、地方公共団体の自主性、自律性の尊重につながるものであるとともに、事業主体である地方公共団体行財政の合理化、効率化にも資するものであることに留意すべきである。

(2) 補助率の見直し

個々の補助率は、それぞれの補助金等の創設の経緯、あるいはその後の事情の変化によって相互のバランスを踏まえつつ、区々に定められてきている。ある程度以上に高い補助率については、財政資金を効率的に使用しようとする意欲を減殺したり、いたずらに事業量を拡大しようとする傾向を助長する等の弊害を生ずる可能性も認められる。特に、現在の危機的な国の財政状況の下においては、そもそも各種の基幹的な施策そのものの維持・継続さえ困難となるおそれがある等の問題点があげられる。したがって、補助率については、社会・経済情勢の推移及び当該補助事業に係る政策の緊要性等を踏まえ、適時・適切に見直しを行うことが必要である。

個々の補助率の在り方については、基本的には、国と地方の関係について幅広い角度からの見直しや、個々の事務事業の見直しを踏まえて検討すべきであることはいうまでもない。

しかしながら、一方で、戦後40年を経て、国・地方の財政状況、地方団体の行政能力、事務の地方への定着度が大きく変わった現在、補助金等の整理合理化の方策の一環として、現時点において、各種補助金について改めて、補助率そのものの在り方を総合的に再検討する必要性が高まっている。また、今日、複雑多岐にわたる補助率体系が存在することを考えると、行政目的等に配慮しつつできる限り簡明化することが望ましい。

この場合、標準的な補助率としては、国及び地方公共団体は双方で等しく負担を分かち合うとの観点に立てば、まず1/2という水準を想定することができよう。それをベースとして、これまで述べてきたような事情を勘案すると、一方で例外的に高い補助率として2/3という水準を想定するという考え方もあろうし、他方で1/2より低い補助率が考えられるものもあろう。後者については、1/2より低い水準でも十分補助目的が達成されるものについて、一般論として、1/3という水準が考えられる。いわゆる奨励的補助金についても、この考え方を念頭に置きながら、個々の補助対象事業の目的、性格等に応じて個別具体的に再検討を行い、全体として国費の節減に努めるべきものと考えられる。

なお、公共事業については、現在の日本経済をめぐる情勢から、国費を厳しく抑制

歳出の節減合理化の方策に関する報告

する中で事業費を確保するという要請をも踏まえつつ補助・負担率の見直しを行っていく必要があり、現行体系を踏まえた対応をせざるを得ないと考えられるが、その際も、いたずらに複雑化することのないよう留意すべきである。

また、特例的補助率嵩上げについては、臨調答申、行革審意見等において「補助率の総合的見直し」の一環として見直しを行うことが必要であるとされている。見直しに当たっては、財政力の弱い地域等に対しては特別の考慮を払う必要性は認められるが、現行の嵩上げ幅を圧縮することが適当である。

(3) 財政状況の良好な地方公共団体向けの補助金等の抑制措置

地方公共団体の財政状況が改善されつつある中で、地方団体間の財政力の格差が拡大しつつある。こうした状況の下で、地方交付税交付金が、不交付団体に対して財政調整機能を十分に発揮しえないという限界があることを踏まえると、国と地方の財政調整の見直しの一環として、財政状況の良好な地方公共団体向けの補助金等について適切な調整措置を講ずることを積極的に検討することが適当である。このことは、逆に、財政力の弱い地域等に対しては、従来より補助率の特例的嵩上げの制度があることからもうなずけよう。

(4) 地方財政に与える影響

地方財政に与える影響については、地方財政計画の策定を通じ、国と地方の財政状況を踏まえつつ、地方財政の運営に支障が

生じないよう適切に対処する必要がある。

(5) 民間団体向け補助金等

民間団体向け補助金等についても、今日の厳しい財政状況の下で、政府と民間の役割分担を見直すとともに、民間団体の自主的努力を促す見地からも、その整理合理化を推進していく必要がある。このような考え方を踏まえ、今後とも、補助率の見直し、人件費補助金・事業費補助金等の削減、融資への移行等不断の見直しを行っていくことが適当である。

・歳出の節減合理化の方策

1. 社会保障

(1) 「人生80年時代」を迎え、21世紀に向かって、活力ある福祉社会を形成していくことは、我が国にとって重要な課題である。このため、社会保障については、給付と負担の適正化、公平化を図ることにより、国民生活の基盤として、来るべき高齢化社会においても長期的に安定的かつ有効に機能するよう、制度を構築していく必要がある。

(2) このような観点から、これまで、社会保障制度の二本柱ともいべき医療保険（59年度）、年金（60年度）について、それぞれ制度の根幹にまで踏み込んだ改革がなされたほか、老人保健制度の創設（57年度）、雇用保険制度の改革（59年度）、児童扶養手当制度の見直し（60年度）等の改革がなされたところであるが、今後においても、次の事項について所要の改革等を推進すべ

きである。

医療供給体制

イ．我が国の医療供給体制は、医師及び病床数等に地域的な偏在傾向があるものの、マクロ的に見れば欧米各国とほぼ同水準あるいはそれ以上となっている。

また、現在の医師等の養给力等を勘案すれば、近い将来において、医師等の過剰が見込まれるという状況にある。

ロ．このため、

(イ) 医療法に基づく医療計画の策定を促進し、病院、病床数等の適正配置を促進すべきである。

(ロ) 病院、診療所の在り方、医師、歯科医師の養成の在り方等医療供給体制の基本的な問題について見直しを進めるべきである。

ハ．また、国立病院・療養所についても、国立医療機関として果たすべき役割を明確にし、施設の再編成・合理化を計画的に実施するとともに、経営の合理化を引き続き促進すべきである。

医療保険制度

イ．医療費の増大を抑制するため、医療費適正化対策を引き続き積極的に推進すべきである。

ロ．老人医療費の負担の問題は、高齢化社会の最大の問題の一つである。58年2月に老人保健制度が創設され、老人医療対策の基本的な見直しが行われたが、必ずしも十分な歯止めにはならなかったこともあって、老人医療費は最近急騰を示しており、また、長期的にみても、高齢化の進展に伴い増大化傾

向にある。一方、老人加入割合は、各医療保険制度によって大きな差があり、このため、各保険者間の老人医療費の負担の不公平が拡大している。

このような状況の下にあって、老人医療費の公平な負担を図り、老人保健制度を来るべき高齢化社会に対応した安定的なものとするため、被用者保険本人に現在1割負担が導入されていることも踏まえて一部負担の見直しを行うとともに、負担の公平を図るため、いわゆる加入者按分率については、各保険制度への影響にも配慮しつつ早急に100%を実現する方向で引上げを行うべきである。

補助金の見直し

イ．生活保護制度をはじめとする社会保障制度は、昭和20年代にその骨格が形成されたが、これらの制度は、当時の社会・経済情勢の下で、国と地方公共団体の行財政事情を反映して、国が地方公共団体を主導する形で発足した。しかし、その後30年余を経過した今日、国民の生活水準の向上、高齢化の進行、地方の行財政能力の向上等、社会保障制度を取り巻く環境は著しく変化している。

ロ．このような状況の変化にかんがみ、社会保障の各制度については、まず、その簡素・合理化を図るとともに、臨時行政調査会の答申（「身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体において処理する。」）等を踏まえ、地方公共団体の自主性、独自性がより発

揮できるように事務事業の見直し，地方への権限委譲等を積極的に図るべきである。

八．また，生活保護をはじめとする社会保障関係の高率補助金については，60年度においては，いわゆる「補助率の一割引下げ」がなされたところであるが，61年度においては，補助率体系の簡素化にも配慮するとともに，上記の事務事業等の見直し等に応じて，補助率について一層の見直しを行うべきである。

厚生年金等の国庫負担の繰入れ調整措置
厚生年金等の国庫負担の繰延べ措置等
一般会計から特別会計への繰入れ調整措置は，本来，臨時的な性格のものではあるが，現下の厳しい財政事情等を考慮すれば，これを継続することも，当面，やむを得ないのではないかと考えられる。

失業対策事業

失業対策事業については，近年，就労者の高齢化，滞留化の傾向が顕著になってきているが，事業本来の性格，一般の高齢者対策とのバランス等から見て極めて問題が多い。このような観点から，対象者の年齢制限の実施等抜本的な見直しを行うべきである。

2．文教及び科学振興

(1) 義務教育費国庫負担制度

義務教育費国庫負担制度の創設は，大正7年に遡るが，現行制度の骨格は，昭和28年度に確立されたものである。その後，逐次

制度が拡充されてきたが，60年度の予算編成の際，本制度の見直しが行われ，旅費及び教材費について国庫負担の対象外とされ，地方一般財源で措置されることとなった。

業務教育費国庫負担金については，国と地方が費用を折半するという考え方に立っているが，その補助対象については，社会・経済状況の変化に応じ，国と地方の費用負担の在り方の観点から常に見直しを行うことが必要であり，現行制度の対象等について引き続き見直しを行うことが適当と考え

(2) 第5次学級編制及び教職員定数改善計画

昭和55年度から「第5次学級編制及び教職員定数改善計画」が実施されてきたが，臨調答申等の指摘を踏まえ，昭和57年度以降改善計画の実施が抑制され，教職員定数の改善増が抑制されてきたところであり，現下の国の財政事情等を考慮して，引き続きその抑制に努めるべきである。

(3) 私学助成

私立大学等の経営状況は改善されつつあり，教育条件も逐次改善の方向に向かっているものと認められる。さらに，私学の教職員の給与水準が相当高水準になっているものと見られる等の問題もあり，私学助成の具体的配分方法については改善が図られているものの，更に経営の効率性や教育条件の向上等の要素を一層反映したものとすべきであると考えられる。

また，当面の誘導措置として発足した私立高校等経常費助成費補助は発足後既に10年以上経過している。

このような問題点を踏まえ、当面、私学助成の総額抑制を図るとともに、内容の見直しを進めるべきである。

(4) 義務教育教科書無償給与制度

義務教育教科書無償給与制度については、当審議会において、数次にわたり、父兄の負担能力を問わず一律に無償としていることは、所得配分の観点から見て適当ではなく、また全体として多額の財政支出を要する割に1人当たりの父兄負担の軽減はわずかなもので、財政資金の効率的使用という。観点からも問題がある旨の指摘を行ってきた。

他方、現行の無償給与制度を定めた「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の中で教科書の広域採択制度及び発行者の指定制度があわせ規定されており、こうした制度が義務教育教科書の中立性の確保及び教育内容の水準維持に大きな役割を果たしているとの意見がある。

また、最近の教育改革論議に関連して、この問題の検討には慎重を期する必要があるとの意見もある。

しかしながら、こうした意見があるとしても、なお、現下の厳しい財政事情を考慮すれば、教科書制度の在り方についての検討を進めつつ、引き続き有償化の方向について検討を行うべきである。

(5) 国立大学授業料

国立大学の授業料は、逐次引き上げられ、私立大学との格差は徐々に縮小されてきてはいるが、なお、60年度において、国立大学の場合252千円であるのに対し、私立大学の場合平均475千円となっており、約2

倍の格差がある。

このような国立大学と私立大学との格差の現状等にかんがみ、私立大学との均衡等を考慮し、順次適正化を進めるべきである。

(6) 科学技術

科学技術の推進に当たっては、靦下の厳しい国の財政事情を踏まえ、効率的、効果的に推進されるよう努める必要がある。

特に、基礎的・創造的研究の推進に当たって産学官協力の促進の必要性が指摘されているが、その際、民間活力に努める必要がある。

また、原子力、宇宙開発等の大規模プロジェクトについては、ひとたび着手すれば、長期にわたって膨大な資金を要することとなるため、財政の硬直化を招きやすいという面を有しており、プロジェクトの必要性、緊要性と後年度負担の状況を十分検討し、新たな着手は靦に抑制するとともに、既定プロジェクトについても、必要に応じ、進度の調整を図るべきである。

3. 防 衛

我が国の中期的な防衛力の整備については、先般「防衛計画の大綱」の基本枠組みの下、これに定める防衛力の水準の達成を図ることを目標とした「中期防衛力整備計画」が定められたが、その際、各年度毎の子算の編成については、その時々々の経済・財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、これを決定するものとされたところである。

現下の厳しい財政状況にかんがみると、防衛関係費については、他の歳出項目との調和に一層留意するとともに、正面と後方のバラ

ンスに配慮しつつ、経費の合理化、効率化に努め、引き続きその抑制を図るべきである。

また、装備品の調達等に伴う国庫債務負担行為等に係る後年度負担については、その歳出化額、さらにこれら装備品の購入に伴う維持運用経費の増加が将来の財政負担につながる要因となる。したがって、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれることを考慮すれば、防衛力整備の着実な実施には配慮しつつも、思い切った重点化、効率化に努め、後年度負担についても規模の抑制を図ることが緊要である。

4. 公共事業

我が国の社会資本整備水準が欧米先進国と比較してまだ十分とはいえない現状にあることから見て、中長期的には社会資本の着実な整備の必要性は否定できない。しかし、我が国財政が引き続き極めて厳しい状況にあることを考えれば、公共事業関係費についても例外的な扱いをすることは困難であり、概算要求基準が対前年度マイナスとされた線に沿って予算編成を行うべきである。

ただし、景気の現状にも十分配慮して、一般公共事業にあっては、補助・負担率の引下げ、財政投融资の活用、民間資金の活用等によって、極力事業費を確保するよう努力する必要がある。

また、期限の到来する公共事業関係長期計画を改定する場合には、今後とも厳しい財政事情が続くと見込まれることを十分踏まえ、計画規模を決定すべきである。

5. 政府開発援助

我が国は、政府開発援助について2次にわ

たり中期目標を設定し、その着実な拡充に努めてきたところであり、我が国の政府開発援助実績の総額はアメリカに次いで世界第2位、アメリカの半分程度の規模に達している。政府は引き続き60年9月に、61年より7年間の政府開発援助実績を財政事情を勘案しつつ、400億ドル以上とする旨の第3次中期目標を設定した。

異例に厳しい財政事情の下にある61年度の一般会計政府開発援助予算は、近時における円高基調への転換状況や、中期目標に沿った政府開発援助の着実な拡充を図る必要性等を勘案しつつ、極力その抑制に努めるべきである。さらに、我が国の政府開発援助の規模は、既に世界第2位となっていることから、援助の実施に当たっては量の拡大のみにとらわれることなく、一層効果的、効率的な援助とするよう努める必要がある。

6. 中小企業対策

金融、税制を含めた中小企業対策は、全体としてかなりの程度充実したものとなっているところであり、一般会計の中小企業対策費については、例年にも増して、不要不急のものを中心に厳しく見直すこととし、総額については、全体として極力抑制を図るべきである。

個々の施策については、中小企業対策が中小企業者の自助努力を前提としたものであることに留意しつつ、更に一層重点化、効率化を進めることとし、補助率の引下げ等を補助金等の抑制、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫の収支の改善等を推進し、財政支出の抑制に努めて行く必要があると考えられる。

7. エネルギー対策

エネルギー対策（石油及び石油代替エネルギー対策）は、我が国のぜい弱なエネルギー供給構造にかんがみ、中長期的な観点に立つて取り組むことが要請されており、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計（石油及び石油代替エネルギー勘定）において、石油税を主たる財源として、石油開発、石油備蓄、石油及び石油代替エネルギーの技術開発等の各種施策が行われている。

しかしながら来年度の石油税収は、国際的なエネルギー需給の緩和、為替レートの影響等により、大幅な減収となる可能性が強いという状況にある。

したがって、エネルギー対策については、最近のエネルギー事情、特別会計の中期的な財政ひっ迫の可能性を踏まえつつ、特別会計歳出の徹底した見直しにより、一般会計から特別会計への繰入れを大幅に圧縮する必要があると考える。

8. 農 業

(1) 食糧管理費

生産者及び消費者米麦価

食糧管理に係る財政負担が依然として多額のものに上っていることから、引き続きその縮減を図っていく必要がある。このため、米について売買逆ざやの解消、コスト逆ざやの縮小を実現する必要があることから、消費者米価につき、できるだけ早期に所要の改定を行うとともに、流通合理化等により政府管理経費の縮減を図るべきである。

麦に関しては、逆ざやの現状、米価に

対する相対的な価格水準等を踏まえ、今後消費者米価の改定につき検討を行うべきである。

生産者米麦価に関しては、米麦の生産をめぐる状況、国際的な価格水準等を踏まえ、その水準自体の見直しを検討する必要がある。

自主流通米助成

自主流通米助成に関しては、最近良質米が供給過剰状態にある点、ササニシキ、コシヒカリといった優良銘柄米の自主流通に係る単位数量当たりの財政負担が、政府米に係る財政負担を上回るという逆転現象を生じている点等を踏まえ、良質米奨励金の縮減・合理化を実現する必要がある。

水田利用再編対策

水田利用再編対策については、米の需給均衡を確保するため、米の生産・消費を厳しく見直し、転作等目標面積を適正に決定するとともに転作に係る財政負担の圧縮に努めるべきである。

(2) 農林水産関係補助金等の見直し

農林水産関係予算に占める補助金等の割合は約6割と高いが、補助金等の内訳を見ると、公共事業関係費が約5割、水田利用再編対策が1割強で、残りが年金、利子補給、価格対策、人件費関連、構造政策、生産対策等となっている。

公共事業関係費については公共事業全体の経費を厳しく抑制する中で、農林水産関係についても国費を抑制しつつ補助・負担率の引下げ等種々工夫を行うことにより極力事業費の確保を図るべきである。

歳出の節減合理化の方策に関する報告

年金、利子補給、価格対策、人件費関係補助金等については制度上当然増的要素を内包しているが、これらについても、極力歳出の抑制に努める必要がある。

構造政策、生産対策についてはモデル・パイロット事業としての定着度合等を考慮し、事業内容の性格に応じた補助率の見直しや重点化等により事業の進捗を図るとともに、補助から融資への切替を積極的に進めるべきである。

9. 国 鉄

(1) 危機的状況に陥っている国鉄財政の抜本的な再建策については、本年7月26日、日本国有鉄道再建監理委員会から、内閣総理大臣に対し、国鉄改革に関する意見が提出されたところである。これを受けて、政府は10月11日「国鉄改革のための基本方針」を閣議決定し、この基本方針に沿って、国鉄改革の実施を図るものとしているところである。

一方、現在の国の財政状況等から見て、国鉄に対する国の助成は、更に大幅に削減せざるを得ない状況にあり、61年度予算は、この両面に配慮したものとする必要がある。

(2) 以上のような点にかんがみ、

イ．国鉄改革案施までの間、61年度においても引き続き、健全な事業体としての経営基盤を確立するため、収入の確保、経費の節減に努め、徹底した経営の合理化、減量化を行うことが肝要である。

ロ．また、同様の観点から、61年度においても運賃値上げは行わざるを得ない。

ハ．国鉄は、これまで借入金に依存しつつ

投資を行ってきており、これに伴う資本費負担が経営の圧迫要因となってきたものであり、61年度においても引き続き設備投資の圧縮に努めるべきである。

ニ．この他、国鉄改革の実施は62年度からとされているところであるが、国鉄改革の推進及び実施準備という点から、61年度においても、現下の財政状況を考慮しつつ、可能かつ適切な措置については、実施を検討すべきである。

ホ．整備新幹線計画については、その諸問題について、整備新幹線財源問題等検討委員会において検討が行われているところであり、その取扱いについては、検討委員会の結論を持つ必要がある。

10. 人件費の抑制

人件費の累増を抑えるため、第六次定員削減計画を協力に推進するとともに、新規増員を厳しく抑制することにより、定員の大幅な縮減を図るべきである。

む す び

以上、歳出の節減合理化の方策、補助金等の整理合理化の考え方及び方策について、当審議会の見解を明らかにした。

もとより、歳出の節減合理化は、すべての経費について検討すべきものであり、ここで掲げた項目に限られるものではない。61年度予算の編成に当たり、政府は、関係各方面の協力を得つつ、あらゆる経費について見直しを行い、本報告の趣旨に沿って歳出の徹底した節減合理化に最大限努力すべきである。